

# 食品安全委員会第579回会合議事録

1. 日時 平成27年10月6日（火） 14：00～14：47

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2品目

[1] スピロテトラマト

[2] マンデストロビン

(厚生労働省からの説明)

・プリオン 1案件

イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓について

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 2品目

[1] NZYM-AV株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ

[2] PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「CYS-No.1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全関係情報（8月29日～9月11日収集分）について

(4) 食品安全委員会の運営について（平成27年7月～9月）

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 山本基準審査課長  
厚生労働省 三木輸入食品安全対策室長  
厚生労働省 梅田新開発食品保健対策室長  
(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、  
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について
- 資料1-2 「スピロテトラマト」及び「マンデストロビン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料1-3 NZYM-AV株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼに係る食品健康影響評価について
- 資料1-4 PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2に係る食品健康影響評価について
- 資料2-1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
<CYS-No.1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩>
- 資料2-2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について  
<除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種>
- 資料3-1 食品安全関係情報（8月29日～9月11日収集分）について
- 資料3-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料4 食品安全委員会の運営について（平成27年7月～9月）
- 資料5 食品安全委員会専門委員の改選について（報告）

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第579回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から山本基準審査課長、三木輸入食品安全対策室長、梅田新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は10点ござい

ます。

資料 1-1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料 1-2 から資料 1-4。

資料 2-1 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 2-2 も「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3-1 が「食品安全関係情報について」。

その関連資料として資料 3-2。

資料 4 が「食品安全委員会の運営について」。

資料 5 が「食品安全委員会専門委員の改選について」でございます。

不足の資料等はございますでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○小森総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働省大臣から、9月29日付で農薬2品目、9月30日付でプリオン1案件、9月24日付で遺伝子組換え食品等1品目、9月30日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それではまず、農薬2品目について、厚生労働省の山本基準審査課長から説明をお願い

いたします。

○山本基準審査課長 厚生労働省基準審査課の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、農薬2品目につきまして、お手元の資料1-2に沿って御説明をさせていただきます。スピロテトラマトとマンデストロビンの2品目でございます。

1枚おめくりいただきまして、まず、スピロテトラマトから御説明いたします。

本剤につきましては、農薬取締法に基づきます適用拡大申請及びインポートトレランス申請の双方が寄せられております。

用途といたしましては殺虫剤でございます。

日本における農薬登録の状況でございますが、登録がなされておりました、きゅうり、なす等に適用が認められております。今回の適用拡大申請におきましては、アスパラガスへの適用拡大が申請されております。

また、国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRではADIが0.05 mg/kg 体重/day、ARfDが1 mg/kg 体重とされております。

また、国際基準がばれいしょ、キャベツ、かんきつ類等の作物に設定されております。

諸外国におきましても、米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド等で、ここに記載いたします各種作物に残留基準が設定されております。

インポートトレランス申請におきましては、米国、カナダにおけますとうもろこしやブルーベリー等の基準、さらに豪州のブロッコリー等の基準を参考に、我が国の基準設定を要請されております。

食品安全委員会での評価の実績でございますが、過去に何度か評価をいただいております。直近の評価結果では、ADIが0.12 mg/kg 体重/dayとされております。

続きまして、マンデストロビンの御説明に移らせていただきます。

本件につきましては、インポートトレランス申請が寄せられております。

用途は殺菌剤でございます。日本におきましては、農薬登録をなされております。適用作物は、ここにございますとおり、非結球あぶらな科葉菜類、りんご等といった作物でございます。

一方、国際機関あるいは海外での評価状況でございますが、JMPRでの毒性評価の実績はございません。

国際基準におきましても、設定はございません。

諸外国でも、主要5カ国における基準は、現時点、設定されておられません。

今回寄せられましたインポートトレランス申請では、なたね、いちごが、ここにございますようにアメリカで現在、基準検討して、設定途上ということでございまして、そのアメリカと同じ基準の設定要請を受けております。

食品安全委員会では、昨年、評価結果をいただいております。その中では、ADIが0.19

mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要はないという内容をいただいております。

最後でございますが、この2つにつきまして、今回新たに追加で提出させていただくデータでございますが、最後の別添2に記載をさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、ただ今、厚生労働省から御説明いただいた農薬2品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり、これら2品目に関し、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明並びに今回の追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

最初のスピロテトラマトにつきましては、作物残留試験に加えまして、亜急性神経毒性試験及び免疫毒性試験の結果が追加されているため、現時点での既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

2剤目のマンデストロビンにつきましては、作物残留試験が試験結果としては追加されておりますけれども、既存の評価結果に影響を及ぼすことは認められないと考えられます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明によれば、スピロテトラマトについては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められるとのことですので、農薬専門調査会で審議するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 また、マンデストロビンについては、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることはなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定するという事として

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

山本課長もありがとうございます。

続きまして、プリオン1案件について、三木輸入食品安全対策室長から説明をお願いいたします。

○三木輸入食品安全対策室長 輸入食品安全対策室長の三木でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1-1の3ページ目になると思いますが、イタリアから輸入される牛肉及び内臓についての輸入条件の設定についてということで、先週9月30日に諮問をさせていただいたところでございますので、内容について簡単に御説明をさせていただきます。

別紙ということで次のページにつけておりますけれども、まず、諮問の背景、趣旨、具体的な諮問内容について記載をしてございます。基本的には、これまで諮問いたしておりますEUの国のものと同様の内容になってございます。

「1 諮問の背景及び趣旨」でございますが、2001年以降、BSEの発生国については、牛肉やその加工品等について輸入を禁止するという対応してきておりまして、イタリアについても同様の対策をとってきたところでございます。

「2 具体的な諮問内容」でございますけれども、月齢の制限、それからSRMの範囲で、さらに(1)と(2)の評価を終えた後に、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価ということで、これもこれまでの諮問と同様の内容になってございます。

イタリアの概要でございますが、牛の飼養頭数はおおむね550万頭ということでございまして、と畜頭数は年間約260万等という規模になってございます。

BSE対策の関係につきましては、飼料規制については1997年には全ての動物に由来するタンパク質の反すう類への使用禁止、その後、2001年には全ての動物に由来するタンパク質の家畜飼料への使用禁止ということになってございます。

BSEはイタリアでは145頭発生しておりまして、うち4頭は輸入牛での発生ということでございます。ただ、OIEのホームページ上では、イタリアの発生頭数は144頭ということで1頭少なくなっておりますけれども、今般イタリアの当局に確認をしたところでは145頭ということで、2011年に発生しました非定型1頭があるのですけれども、それがOIEの統計上では計上されていないという説明でございます。

SRMについては、規制としましては、2001年にSRMの除去と焼却処理を行っているということでございます。

「3 今後の方針」でございますが、厚生労働省といたしましては、今回の諮問に対するの答申をいただいた段階で、その評価結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行っていきたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容について、御質問等がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 ただ今のイタリアは年間260万等ぐらいと畜されているということで、145頭がBSEだったということですが、これは他のEUの国と比べてどんな感じになるのでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 発生率ということで、OIEのホームページ上に出ておりますが、24カ月齢を超える牛100万頭当たりの発生率というのが掲載されてございまして、2001年のデータで言いますと、イタリアが14.1頭となっております。他の国、これまで評価をいただいた国でありますと、アイルランドが61.8、フランスが19.7、オランダが10.25というような状況になってございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 他に御質問ございますか。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 先ほど、非定型が1頭というお話でしたけれども、確認された非定型は1頭のみかどうか。それから、その月齢とか型別、L型、H型、健康と畜牛かあるいは死亡牛などの検査によるのか、そういうところの情報がありますか。

○三木輸入食品安全対策室長 145頭のうち、非定型BSEが5頭発生してございまして、全て型別はL型となっております。月齢は11歳から15歳ということで、具体的には137カ月から180カ月まで幅がございまして、5頭のうち3頭が健康と畜牛で、2頭が死亡牛の検査で確認をされたというものでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。他に御質問ございますか。

吉田委員。

○吉田委員 聞き漏らしたかもしれませんが、確認させてください。

そういたしますと、完全飼料規制後に生まれてイタリアで確認されたBSEの牛というのはいないということによろしいのでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 発生の145頭のうちの輸入牛が4頭でありますので、イタリアで生まれたのは141頭ということになりますけれども、1987年から2001年1月の生まれということで、これはEUにおける完全飼料規制と、同月生まれは1頭おります。

○吉田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問あれば、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、プリオン専門調査会において審議することといたします。

三木室長、どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目について、厚生労働省の梅田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○梅田新開発食品保健対策室長 厚生労働省基準審査課新開発食品保健対策室の梅田でございます。

このたび食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いいたします組換えDNA技術応用添加物について、概要を御説明申し上げます。

本日御説明申し上げます品目は、NZYM-AV株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ及びPLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2でございます。

まず、 $\alpha$ -アミラーゼについて御説明申し上げます。資料1-3に品目の概要をお示ししてございます。

この品目につきましては、既存添加物でございます $\alpha$ -アミラーゼの酸性領域におけます耐熱性を向上させるため、*Bacillus licheniformis* Ca63株を用いまして、改変 $\alpha$ -アミラーゼ遺伝子の挿入等によって得られましたNZYM-AV株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼでございます。

本菌株につきましては、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有しておりません。

本品目は、従来品に比べまして、酸性領域におけます耐熱性が向上しておりますが、利用目的並びに利用方法につきましては、従来の $\alpha$ -アミラーゼと相違はございません。

続きまして、PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2について御説明申し上げます。お手元の資料1-4に品目の概要をお示ししてございます。

本品目は、既存添加物でございますホスホリパーゼA2の生産性を向上させるため、*Aspergillus niger* GAM-53株を宿主として、豚の膵臓由来のプロホスホリパーゼA2遺伝子の挿入等によって得られましたPLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2でございます。

このPLA-54株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有しておりません。

本品目の利用目的及び利用方法につきましては、従来のホスホリパーゼA2と相違はございません。

以上でございます。評価のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容について御質問等ございましたら、お願いします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 1つ教えてほしいのですけれども、最初の方の $\alpha$ -アミラーゼですが、この中に*cryIII*A mRNA安定化配列というのがありますけれども、これはこのアミラーゼのメッセージを安定化させるのでしょうか。そうすると他のタンパク質の生産量というか、そういうものも変わったりはしないのでしょうか。

○梅田新開発食品保健対策室長 転写調節配列ということで*cryIII*Aを用いているということでございます、目的とするタンパク質の発現を促進するというで聞いております。

○村田委員 では、それは $\alpha$ -アミラーゼだけということですね。

○梅田新開発食品保健対策室長 はい。そのように理解しております。

○村田委員 分かりました。

○佐藤委員長 他に何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

梅田室長、ありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等2品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 まず、資料2-1をお願いいたします。CYS-No.1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩でございます。

まず表紙をおめくりいただきまして、1ページに審議の経緯がございます。本件につきましては、8月18日の第573回食品安全委員会におきまして、審議結果の報告について審議ながされまして、9月17日まで御意見・情報の募集を行った案件でございます。

3ページをおめくりいただきますと、概要がございますけれども、本添加物は、L-システインの生産性を高めるために、ここに記載のとおり遺伝子組み換え株を利用して生産されたものでございます。L-システインは酸化防止剤等に用いられる食品添加物でございます。指定済みのものでございます。

食品健康影響評価結果がⅡ. に示されておりますが、こちらの最後の段落でございますように、安全性評価基準の附則に基づきまして、安全性が確認されたとの御判断になっております。

意見・情報募集の結果でございますが、資料の最後のページをごらんください。御意見が1通ございました。

御意見の内容でございますが、見た感じ、特に問題があるようには思われなかった。しかし、実際に製品にする際には遺伝子改造を施した菌を使っていることを記述し一応の注意をしておくべきであると考えということで、回答でございますけれども、御意見をいただきありがとうございます。遺伝子組換え食品等を用いた製品の表示については消費者庁が担当しておりますので、いただいた御意見については消費者庁にお伝えしますとの回答でございます。

続きまして、資料2-2をお願いいたします。遺伝子組換えのアルファルファでございます。

3ページに審議の経緯がございますが、先ほどのものと同様に、8月18日に御報告をいたしまして、9月17日まで意見・情報の募集を行った案件でございます。

このものは、5ページに概要がございますが、除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統と低リグニンアルファルファKK179系統の掛け合わせということで、親品種の方はいずれも安全性の評価を終了しているものでございます。

食品健康影響評価は15ページにございますけれども、遺伝子組換え植物の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないとの御判断になっております。

資料の最後のページに御意見・情報の募集結果がございますけれども、9月17日までの募集結果で、期間中に御意見・情報はなかったということでございます。

以上2件につきましては、よろしければ、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に

通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

山添委員。

○山添委員 最初の案件のCYS-No. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩について、御意見をいただいたものが参考のところに記載をされていますが、確かに表示に関しては消費者庁が担当ということなのですけれども、御意見をちょっと拝見しますと、高度に精製されたこのL-システインについては、実際にはその製造過程において微生物は完全に除かれて、しかも、再結晶等で高度に不純物も除かれているということがきちんと伝わっているのかどうかということがありますので、少しその点について回答のところに、どういう性状のものであるかという記述を加えていただくと、よりはっきりするかと思います。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

プロセスでは微生物を使っている、製品には全然含まれていないということを御理解いただくのも大事なように思いますね。

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。

今の御指摘を踏まえまして、その趣旨の文言を加えさせていただきたいと思いますが、具体的な文言については、山添先生に御相談させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 では、どうぞ山添先生、相談に乗ってあげてください。

他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちCYS-No. 1株を利用して生産されたL-システイン塩酸塩については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき安全性が確認されたと判断した。除草剤グリホサート耐性アルファルファJ101系統及び低リグニンアルファルファKK179系統を掛け合わせた品種については「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 食品安全関係情報(8月29日～9月11日収集分)について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報(8月29日～9月11日収集分)について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。

資料3-1、食品安全関係情報(8月29日～9月11日収集分)でございます。

まず、左の欄でございますけれども、化学物質が今回は28件、微生物・プリオン・自然毒が25件と多いのは、いつものとおりでございます。それから、横軸でございますけれども、欧州がEU、EFSA関係で29件と、これもいつものように多くなっております。

おめくりいただきまして、これらのうちの主なものの紹介でございます。

【化学物質】のところは3つ掲げてございますけれども、最初でございますが、FDAが粉末カフェインの使用に再度注意喚起を行っております。アメリカでは、かつて粉末カフェインを摂取して2名の若者が亡くなったことがあるようでございまして、あと、ティースプーン1杯分の粉末カフェインはレギュラーコーヒー28杯分のカフェインに相当しますが、コーヒーを飲む方、紅茶を飲む方はそのカフェインのことについて注意をしますけれども、粉末カフェインをとる方に対しては、その危険性についての注意が少ないのではないかとということで、再度注意喚起を行ったものでございます。

次に、【微生物・プリオン・自然毒】関係でございますが、CDCが、輸入きゅうりが原因とみられる *Salmonella* に関する集団感染情報やサイクロスポーラによる集団感染情報を発表してございまして、上の輸入きゅうりの方は、メキシコからの輸入ではないかと推定されてございます。患者の数は今のところ341名でございます。下のサイクロスポーラでございますけれども、これは一つの原因としましては、メキシコから輸入されたコリアンダーではないかと言われてございまして、アメリカとメキシコは隣でございまして、多分いろいろな食品が輸入されてございますので、そういうことが原因なのかと思っております。

次のカナダ公衆衛生庁の生の貝類でございますけれども、これは生ガキでございます。

次のBFRは苦いズッキーニということでございまして、これもやはり、自然のものであっても、物によっては害があるということであろうかと思っております。

一番下がスイス連邦食品安全獣医局でございますけれども、スイス市場のパンに含まれる塩分が減少したことを発表してございまして、食塩分につきましては、WHOの方で勧めて

いるのが1日5gでございますけれども、スイスの平均摂取量は9gでございます、結構多くなっておりますので、食塩に関心があるのかなと思っております。

御承知かと思いますが、日本の場合には男性で11g、女性で9.4gで、スイスよりもやや高いという数字になってございます。

ここでパンということを書いてございますけれども、スイスの場合には食塩の摂取由来食品に占めるパンの割合が約1割から2割ということで結構多いことから、パンが取り上げられているのだらうと思っております。

次でございますけれども、資料3-2が今回御紹介するハザードでございます。

EUが食品中の無機ヒ素の基準値を設定してございます。

1. でございますけれども、EUでは、ヒ素に限らずいろいろな汚染物質について基準値を設定してございまして、2. でございますけれども、EFSAのCONTAMパネルが2009年に食品中のヒ素に関する意見書を出してございます。

3. でございますけれども、4行目の後半で「一部の消費者に対するリスクを排除することができない」と書いてございまして、3. の1行目でございますけれども、ベンチマーク用量信頼下限値（BMDL01）を算出してございまして、通常はBMDL05とかBMDL10でございますので、かなり厳しいというか、保守的な推計といえますか、評価を行っているという印象を受けてございます。

4. でございますけれども、食事経由の無機ヒ素へのばく露が最も高い集団としまして、3歳未満児につきまして、成人のばく露量の2から3倍と推定してございます。

5. としまして、米及び米を主成分とする製品の無機ヒ素の基準値を設定すべきということでございまして、実は、御承知かと思いますが、コーデックスの方でも精米中の無機ヒ素の基準を0.2 mg/kgと昨年決めてございますので、それが影響している、反映したものと考えてございます。

6. でございますけれども、パーボイルド精米につきましては、知見がないのでデータを集めましょうと書いてございます。

7. でございますけれども、ライスワッフル、ライスウエハース、ライスクラッカー及びライスケーキです。恐らく、米を食する経験のある民族の人々がヨーロッパでもふえているということ、あるいはグルテンフリー、小麦アレルギーですが、グルテンアレルギーの関係でライスの食品がふえていることに対応して、こういうものについては注意をしましょうということでございます。ライスケーキにつきましては、辞書を引きますと餅となっておりますが、ネットで検索しますとそれ以外のお菓子的なものも含まれますので、これが具体的に何を示すかは、このEUのレギュレーションを読む限りにおいては分からないということでございます。これらにつきましては、基準値を設定するということでございます。

8. について、乳児及び幼児用に使用される食品につきましても、基準値を設定すべきであるということでございます。

裏面でございますけれども、具体的に定められた基準でございますが、一番上が通常の精米で0.20 mg/kgとなっておりまして、これはコーデックスと同じでございます。次が、パーボイルドの米と玄米が0.25でございまして、玄米につきましては、コーデックスの方では0.4という数字が一応提案されて、それについてはまだ結論を得ていないところでございます。

ここでパーボイルド米とありますけれども、パーボイルドの精米につきましては、データを集めてから必要に応じて決めようということが言われておりまして、それは先ほど御紹介したとおりでございます。後は、お米を使った食品につきましては、0.30 mg/kgという数字、あるいは乳児及び幼児用食品につきましては、ばく露量が多いということから、その分、基準を厳しくしているということでございます。

関連情報としましては、EUの基準やコーデックスの基準、2つ目のポツでは、今年のコーデックスの決定事項を記載してございます。

国内でございますけれども、私どもの方でも2013年に評価を行ってございまして、一番下の方では、水道水に関しましては0.01 mg/L以下という基準がございまして、

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について、何か御意見、御質問等ございますか。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 中身ではないのですが、資料3-1の表をずっと委員会で見ているのですが、エクセルでつくってあると思うのですが、数字だけを見たときに、ついつい数字の桁が多いところに最初にぱっと目が行くのですけれども、それは一体何なのだろうと思って左側に行くと、合計のことがほとんどな訳ですね。合計のところは全部で5段あるのですけれども、そこだけ網かけとか、何かできませんかね。全部ベタで小さい数字がたくさん載っていると、物すごく見づらいのです。

○植木情報・勧告広報課長 御指摘の点は、少し次回から工夫してみたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤委員長 他に何か御意見、御質問ございますか。

先ほどベンチマークドーズの01という話が出ましたけれども、10%にするのは、大体動物実験などで数が少ないから10%にしないと差が出てこないのだろうと思うのですが、疫学調査などは1%というのもそんなに厳し目というか、こんなものではないかという感じはするのです。ヒ素を原因とするがんの1%の増加、インクリメントというのは、ある意味結構なものかもしれないなど。がん全体としては非常に死亡に占める割合も多い

訳ですけれども、ヒ素を原因とするものがというのを考えると、国によっても随分状況は違うと思いますが、普通のヒ素汚染のないようなところだと1%というのは厳しいというよりも、むしろそんなに厳しくはないのではないかという感じがいたします。感想みたいなものです。

他によろしいですか。

#### (4) 食品安全委員会の運営について（平成27年7月～9月）

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について（平成27年7月～9月）」ということで、事務局から報告をお願いいたします。

○小森総務課長 それでは、資料4に基づきまして、御報告いたします。

本年7月から9月までの食品安全委員会の運営状況でございますが、本委員会につきましては、月ごとに状況を整理しております。

まず、7月でございますが、1ページ、2ページに要請案件と結果通知案件について記載しております。

また、2ページには「(3) その他」の事項がございます。

7月に委員の改選がございましたので、7月1日の委員会で山口食品安全担当大臣から御挨拶をいただきました。また、委員長に佐藤委員が選出されるとともに、委員長代理として山添委員が指名されております。

また、8月の関係でございますが、3ページに要請案件及び結果通知案件を記載してございます。

9月につきましては、4ページから6ページに要請案件及び結果通知案件を記載してございます。

また、6ページ下「(3) その他」の案件といたしまして、平成28年度食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題及び平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果を決定してございます。

7ページ及び8ページは、専門調査会の運営状況でございますが、専門調査会ごとに調査審議案件とその回数を記載してございます。

9ページ以降が意見交換会の開催等でございます。

8月21日の「学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会」には、吉田委員、石井委員及び村田委員に出席をいただいております。

また(2)の講師派遣としては、9回行ってございます。

(3)のリスクアナリシス連続講座でございますが、7月に村田委員、9月に石井委員に講師を担当いただきました。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、何か御質問あるいは御意見等ありましたら、お願いいたします。特にございませんか。

7月から9月の3カ月間ですけれども、結構いろいろ通知案件があって、特に農薬とか動物用医薬品は、もともと評価依頼の件数も多いのだと思いますけれども、随分頑張っていていただいているなという感じがいたします。

#### (5) その他

○佐藤委員長 それでは、本日は「その他」として食品安全委員会専門委員の改選についての報告があると聞いております。

事務局から御報告ください。

○小森総務課長 それでは、資料5に基づきまして、御報告いたします。

今回の改選は、一部を除き、専門調査会の専門委員が任期満了を迎えたことから、その一斉改選を行ったものでございます。

10月1日付で内閣総理大臣による任命が行われ、同日付で、各専門委員の所属する専門調査会及びワーキンググループの指名が委員長により行われております。

資料の頭紙以下が、今回、委員長から指名のあった各専門調査会及びワーキンググループの所属の専門委員の名簿でございます。今回の改選後の専門委員の総数は228名であり、改選前より12名増加しております。また、女性委員比率は改選前と比較すると0.9ポイント増加してございまして、今回の改選により33.3%となりました。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。

専門調査会の先生方には、退任される委員の皆様には、それぞれ業務をお持ちの中で御協力いただき、大変お世話になったと思っております。また、専門調査会に新しく任命された先生方には、今後、各専門調査会あるいはワーキンググループで御尽力をお願いしたいと考えてございます。

企画等専門調査会については、委員会の運営計画、自ら評価案件の選定、リスクコミュニケーション等、委員会にかかわる幅広い課題について調査審議を行っていただいております。我々にとっては指標となるようなものと考えております。

リスク評価にかかわる専門調査会の専門委員におかれましては、調査審議に当たって、データの解析であるとか、あるいは関係論文の精査、評価資料の執筆など、膨大な作業を実施していただいております。これは本当に感謝の念にたえないと考えております。

このような専門委員の方々の御活躍は広く紹介されて、国民の皆様方に高く評価されるべきものと考えて、このような発言をさせていただきました。

他に議事はございませんか。

○小森総務課長　　ございません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合については、来週10月13日火曜日14時から開催を予定しております。

　　また、9日14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第579回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。